

参考資料

大臣認定について

①大臣認定とは？ そのメリットとは？

■弊社は経済産業大臣認定事業所として、「N;弁類」及び「0;その他の付属機器類、高圧ストレナ」の認定を取得し、さらに設計、施工、品質管理技術のレベルアップと製造試験設備の充実をはかり「M;管類」、「C;蒸発器」についての認定許可を受け、単なる部品機器供給にとどまらず、「高圧ガスプラント設備」の主要大部分において自社の「認定品」を活用し、それとともに「高圧ガス配管工事」や「高圧ガス装置」を、施工してまいりました。

■大臣認定制度とは、高圧ガス保安法の関係省令の技術基準に基づき高圧ガス設備を製造し、「耐圧試験」「気密試験」及び「肉厚測定検査」を行うことが適切であると認められる者を経済産業省大臣が認定する制度で、認定試験者は大臣に成り代わって設備の試験検査を実施いたします。従って、この大臣認定試験者が製造又は試験を実施した機器・設備は、各都道府県の知事等が行う設備の完成検査の時、大臣認定試験者が発行した試験成績書を提出することで、「肉厚測定検査、耐圧試験検査」を行うことが省略され、従って完成検査としての機器の分解・洗浄・組立て等は、認定品の場合不要となり、完成検査が簡略化されるメリットがあります。

②弊社認定取得範囲

機器の種類：N 弁類

認定仕様範囲							
認定番号	MAB-379-N-1				機器の種類	弁類	
名称 (型式)	材料		設計温度(°C)		設計圧力 (MPa)	口径 (A)	その他
	区分	グループ	最高	最低			
玉形弁	銅及び銅合金	G1	225	-196	24.6以下	40以下	—
		G1	400	-196	24.6以下	40以下	
	ステンレス鋼	G4	800	-269	24.6以下	40以下	
		G6	800	-196	24.6以下	40以下	
その他の弁 (圧力調整器)	銅及び銅合金	G1	225	-196	24.6以下	50以下	—
		G1	400	-196	24.6以下	50以下	
	ステンレス鋼	G4	800	-269	24.6以下	50以下	
		G6	800	-196	24.6以下	50以下	

機器の種類：0 その他の付属機器類

認定仕様範囲							
認定番号	MAB-379-0-1				機器の種類	その他の付属機器	
名称 (型式)	材料		設計温度(°C)		設計圧力 (MPa)	口径 (A)	その他
	区分	グループ	最高	最低			
ストレナ	銅及び銅合金	G1	225	-196	21.6以下	25以下	溶接構造を除く
		G1	400	-196	22.0以下	15以下	
	ステンレス鋼	G1	400	-196	23.0以下	40以下	
		G4	800	-269	23.0以下	40以下	
		G6	800	-196	23.0以下	40以下	
			800	-196	23.0以下	40以下	

機器の種類：M 管類

認定仕様範囲							
認定番号	MAB-379-M-1				機器の種類	管類	
名称 (型式)	材料		設計温度(°C)		設計圧力 (MPa)	口径 (A)	その他
	区分	グループ	最高	最低			
一般配管	銅及び銅合金	G1	225	-196	23.0以下	25以下	—
		G2	200	-269	2.0以下	32以下	
	ステンレス鋼	G1	400	-196	23.0以下	25以下	
			24.6以下	50以下			
		G4	800	-269	2.5以下	100以下	
			24.6以下	50以下			
		G6	800	-196	2.5以下	100以下	
			24.6以下	50以下			
	炭素鋼	G3	350	-30	2.5以下	100以下	
					3.0以下	20以下	

機器の種類：C 蒸発器

認定仕様範囲							
認定番号	MAB-379-C				機器の種類	蒸発器	
名称 (型式)	材料		設計温度(°C)		設計圧力 (MPa)	肉厚 (mm)	その他
	区分	グループ	最高	最低			
一般ガス	銅及び銅合金	G2	200	-269	3.0以下	4.0以下	炭酸ガスに限る
		11.8以下	3.0以下				
	ステンレス鋼	G1	400	-196	3.0以下	3.0以下	
		G4	800	-269	3.0以下	3.0以下	
		G6	800	-196	3.0以下	3.0以下	
			3.0以下	3.0以下			

■ご注文の際は…

お客様の満足する製品をお届けし、かつ、アフターケアに充分対処できる態勢をとるために、「大臣認定品受注明細書」による受注管理を行っていますので、仕様用途等、ご連絡をお願いします。